

第2回岩手県在宅医療推進協議会	資料4
平成28年2月4日	
岩手県保健福祉部長寿社会課	

岩手県在宅医療推進協議会 「市町村等実務者ワーキンググループ」設置開催について

1 設置について

平成 27 年 3 月 26 日に開催された第 1 回協議会での協議結果に基づき、在宅医療の推進にあたっては市町村の主体的取組が特に重要であることから、当面、市町村が取り組むべき内容やその手法（取組のポイントやノウハウ）を具体的に提示するなどの市町村支援に向けた検討を行うためにワーキンググループ（以下、「WG」という。）を設置することとした。

2 WG委員の委嘱

各団体から推薦を受けた下記の方を委嘱した。

団体名称	所属	職名	委嘱した方
盛岡市	保健福祉部長寿社会課	課長補佐	久保 隆司
釜石市	保健福祉部健康推進課地域医療連携推進室	係長	小田島 史恵
一関市	保健福祉部健康づくり課	主任主事	千葉 健一
西和賀町	地域包括支援センター	副所長(保健師)	廣田 里美
軽米町	健康福祉課	上席主任看護師	内城 良子
盛岡北部行政事務組合	賦課給付班	係長	西山 広美

3 WG会議の開催

- (1) 第1回会議 平成 28 年 2 月 1 日（月） 18：30～20：00 頃
- (2) 第2回会議 平成 28 年 3 月 28 日（月） 18：30～20：00 頃

4 WGにおける検討事項（予定）

- (1) 市町村における在宅医療・介護連携推進事業（地域包括ケアシステム構築支援シート集計結果による）の現状分析と課題、解決方法の検討
- (2) (1)の内容を、平成 28 年度の実施を検討している市町村在宅医療・介護連携推進事業担当職員研修の内容（実施概要）に反映させるための検討

岩手県在宅医療推進協議会 市町村等実務者ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1 県内の市町村が医療介護連携を進めるための、県による具体的な支援方策に関し調査審議するため、岩手県在宅医療推進協議会設置要綱（以下「協議会設置要綱」という。）第7の規定に基づき、市町村等実務者ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。

(組織)

第2 ワーキンググループは、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、岩手県在宅医療推進協議会の意見を踏まえ、知事が指名する。

(準用)

第3 前2条に定めるもののほか、ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、協議会設置要綱第4から第7までの規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「ワーキンググループ」と読み替えて適用するものとする。

附則

この要綱は、平成28年1月13日から施行する。